

農作業料金・農業労賃に関する調査結果

— 令和3年 —

(概要)

一般社団法人 全国農業会議所

— 令和4年9月 —

I. 利用にあたって

1. 調査の目的

農業委員会組織は、農業就業構造ならびに農業経営の改善を目的として、農業労働力の確保調整、協定賃金の作成等の事業および活動を行っている。そこで、水稻の農作業受託料金、農業臨時雇賃金ならびに他産業労賃などの実態を地域別に把握し、これら諸事業・活動に資することを目的として本調査を実施した。

2. 調査の方法

本調査は、全国農業会議所が作成した調査票にもとづき、都道府県農業会議の支援のもと、市町村農業委員会が行った。調査対象は、令和3年12月31日時点における全市町村農業委員会の区域（1,702地区。ただし農業委員会のない市町村を含み、同一市町村で複数調査票を報告している区域あり。）とした。

3. 調査の時期および期間

令和3年12月31日を調査時点とし、令和3年1月1日より12月31日までの1年間に調査対象期間とした。

4. 調査項目

- (1) 水稻作の部分・全面農作業受託の作業別・受託主体別の料金水準
- (2) オペレーター賃金の水準
- (3) 農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金水準
- (4) 農作業受託料金・農作業臨時雇賃金等の標準（協定）の策定状況
- (5) 市町村内の農外諸賃金の水準

5. 集計方法

集計は都道府県別・通勤地帯別に行い、通勤地帯は次の三つに区分した。

- ①：大都市通勤地帯周辺……人口30万人以上の大都市にある事業所等に通勤可能な地域にあつて、現に兼業農家等がそれらの事業所等に多数通勤している市町村（地区）
- ②：中小都市通勤地帯周辺……人口5万人以上30万人未満の中小都市にある事業所等に通勤可能な地域にあつて、現に兼業農家等がそれらの事業所等に多数通勤している市町村（地区）
- ③：農山漁村地帯……「①」、「②」以外の市町村（地区）

6. 調査票に回答する上での約束事項

(1) 調査対象市町村（地区）の地帯区分

[通勤地帯区分] 大都市通勤地帯周辺、中小都市通勤地帯周辺、農山漁村地帯の各地帯区分は、上記5の①、②、③に従って回答する。

[その他の地帯区分] 都道府県農業会議で独自に利用する。

(2) 農作業受託料金

- a. 市町村（地区）内における水稲作の一般的な農作業受託料金の水準を、10aあたり（「乾燥・調製（粃すり含む）」は60kgあたり）について回答する。機械は受託者持ちとする。
- b. 受託料金は、消費税抜きの金額で集計する。
- c. 「育苗（種子代含む）」は、稚苗と中苗について1箱あたりの単価と10aあたりの箱数を回答する。
- d. 「耕起」は1回を原則とするが、2回耕起が一般的な地域では2回分の料金を回答する。
- e. 「機械田植」は田植機によるものとし、苗代金は含まない（委託者負担）。
- f. 「機械刈取」は、コンバインによる刈取とする。
- g. 「防除」は、農薬散布による防除作業で薬剤費を含まない10aあたり1回の料金とする。
- h. 「全面作業受託」は、耕起・代かきから乾燥・調製作業までの機械作業部分を受託する場合を指し、かん排水管理、除草作業等は含まない。種粃・除草剤・肥料・農薬代などを受託側が負担する場合（これらの「経費が込み」の場合）と委託側が負担する場合（これらの「経費が別」の場合）とに分けて回答する。
- i. 生産組織等は、個人農家からなる任意組織、農業法人、農協等を指し、極端に安い金額で作業受託している組織等は除く。

(3) オペレーター賃金

トラクター、田植機、コンバインについて機械を持ち込まずに単なるオペレーターとして雇われる場合の賃金を回答する。オペレーター賃金額は、1時間あたり、1日あたり（8時間）の現金支払額のみとし、「賄い」等は含めない。

(4) 農業臨時雇賃金

- a. 調査対象市町村（地区）で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金（1日あたり）を回答する。
- b. 「農業臨時雇」とは、農作業に関する「臨時的雇用者」を指し、年雇（年間6ヶ月以上継続雇用）、年間1ヶ月以上6ヶ月未満の継続雇用を除くものとする。
- c. 調査対象作業は、「農作業一般（専門作業、一般・軽作業）」、「水稲（機械作業補助）」、「果樹専門作業」、「果樹摘果」、「果樹収穫」、「果樹選果」とする。果

樹については、市町村（地区）で最も一般的な樹種について回答する。

- d. 現金支払額は、現金での実支払額とし、超過勤務手当を含む。
- e. 「その他の費用」とは、現金支払額以外に要する諸費用であり、食事等の賄いの評価額および車等による送迎費、土産代等の合計額を回答する。
- f. 労働時間は、休憩時間を含む通常の拘束時間とする。

(5) 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）

- a. 市町村（地区）において、農業委員会、農協等で農作業受託料金や農業臨時雇賃金の標準（協定）を設定しているかどうか等を回答する。
- b. 標準（協定）を定めている場合、農作業受託料金、農業臨時雇賃金等の種類について、定めているもの全てを回答する。
- c. 標準（協定）賃金・料金を定めている機関全てを回答する。
- d. 標準（協定）賃金・料金が全体としてどの程度守られているのか一つを選んで回答する。

(6) 農外諸賃金

- a. 臨時雇（パート）賃金は市町村（地区）および近郊（通勤可能範囲）における平均的な1日あたり（8時間）の金額を業種ごとに回答する。
- b. aは年齢や熟練度により水準が異なる場合は平均的な水準を回答し、季節的な差異があれば、その年間平均額を回答する。
- c. 主要産業（農外）の恒常的賃金は、市町村（地区）および近郊（通勤可能範囲）における主要産業について、30歳を基準とする男女の恒常的賃金1日あたりの水準を回答する。
- d. cの算出については、本給および諸手当を含めた年間給与を12×25分の1にして、日当換算したものを回答する。
- e. 農外諸賃金は、1日あたりの正規雇用賃金を回答する。また、造林作業とは、新植、撫育^{ほいく}作業を指す。
- f. 他産業労賃は、本調査票のみでは完全な把握は困難であるが、他産業従事者の源泉徴収票等を参考にするなどにより把握、回答する。

Ⅱ. 集計に採用した地区数

ブ ロ ッ ク	通 勤 地 帯 別			
	合 計	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯
全 国	1,486	224	370	892
北 海 道	111	4	7	100
東 北	220	9	46	165
青 森 県	43	-	11	32
岩 手 県	33	-	10	23
宮 城 県	31	6	8	17
秋 田 県	32	1	5	26
山 形 県	35	-	7	28
福 島 県	46	2	5	39
関 東	262	67	93	102
茨 城 県	29	2	16	11
栃 木 県	30	9	11	10
群 馬 県	33	3	10	20
埼 玉 県	58	24	23	11
千 葉 県	53	11	19	23
東 京 都	19	11	4	4
神 奈 川 県	13	7	4	2
山 梨 県	27	-	6	21
東 海	129	26	45	58
岐 阜 県	42	3	15	24
静 岡 県	32	4	16	12
愛 知 県	31	15	7	9
三 重 県	24	4	7	13
北 信	156	17	42	97
新 潟 県	34	10	6	18
富 山 県	15	1	5	9
石 川 県	19	5	5	9
福 井 県	17	-	7	10
長 野 県	71	1	19	51
近 畿	168	54	48	66
滋 賀 県	8	-	2	6
京 都 府	29	12	5	12
大 阪 府	39	19	16	4
兵 庫 県	32	6	14	12
奈 良 県	37	16	7	14
和 歌 山 県	23	1	4	18
中 国	98	7	30	61
鳥 取 県	13	-	5	8
島 根 県	29	-	10	19
岡 山 県	18	4	2	12
広 島 県	20	3	4	13
山 口 県	18	-	9	9
四 国	74	8	17	49
徳 島 県	21	-	5	16
香 川 県	11	-	4	7
愛 媛 県	22	2	7	13
高 知 県	20	6	1	13
九 州	234	31	36	167
福 岡 県	56	21	12	23
佐 賀 県	19	1	3	15
長 崎 県	16	3	5	8
熊 本 県	45	4	4	37
大 分 県	29	-	5	24
宮 崎 県	26	1	5	20
鹿 児 島 県	43	1	2	40
沖 縄 (県)	34	1	6	27

令和3年 農作業料金・農業労賃に関する調査票

令和3年12月31日 市町村農業委員会
(一社)都道府県農業会
(一社)全国農業会議所

調査地を選択してください

[注]必ず入力のこと

市町村コード (自動入力)	調査地(令和3年12月31日時点) 都道府県名 市町村名	地区名	地区名等 (左欄にない場合のみ)	調査者 氏名
------------------	---------------------------------	-----	---------------------	-----------

I. 調査対象市町村または地区の地帯的性格

1. 通勤地帯区分(いずれか1つを選択) **必ず選択してください** [注]必ず入力のこと

1 大都市通勤地帯周辺
 2 中小都市通勤地帯周辺
 3 農山漁村地帯

注:区分方法は手引参照

2. その他の地帯区分

1	2	3	4
---	---	---	---

II. 貴市町村または地区における水稲作一般の作業受託料金の水準(10aあたり)について

1. 部分作業の受託料金 **以下の受託料金に消費税(10%)を含む** 含まない (10aあたり・税抜)

作業別 受託主体別	育苗(種子代含)		耕起から代かきまで			機械田植 (苗代別)	防除 薬剤費別で 1回当たり	①機械刈取 (コンバイン)	⑤刈取から乾 燥・調製まで	②乾燥・調製 (60kg当たり)
	稚苗(2.0~2.5葉)	中苗(3.5~5.5葉)	一貫	耕起	代かき					
個人農家	@ 円 箱	@ 円 箱	円	円	円	円	円	円	円	円
生産組織等	@	@								

(育苗は1箱当たりの単価を、箱数は10a当たりの箱数を入力する)

2. 全面作業の受託料金 (10aあたり・税抜)

作業別 受託主体別	耕起代かき→乾燥調製作業	
	種籾・除草剤・肥料・農薬代等込み	種籾・除草剤・肥料・農薬代等別
個人農家	円	円
生産組織等		

注:「生産組織等」とは、個人農家から成る任意組織、農業法人、農協等を指す。(極端に安い金額で作業受託している組織等は除く)

III. オペレーター賃金について

作業機械	1時間当たり	1日当たり
トラクター	円	円
田植機		
コンバイン		

注:「刈取から乾燥・調製まで」について特に料金を定めていない場合は、以下の換算例および※を参考に算出してください。

〈例〉10aあたり収量が480kgの場合
「刈取から乾燥・調製まで」=「機械刈取」+「乾燥・調製(60kg当たり)」×(480÷60)+運搬費(ある場合)

IV. 貴市町村または地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額(1日あたり)について

一般的な農業臨時雇賃金額(1日あたり)を入力してください。水稲、果樹、畑作物の調査対象以外に、都道府県により必要な調査対象作業がある場合には、補足的に調査を行ってください(入力は空欄を利用のこと)。(1日あたり)

農業臨時雇賃金	農作業一般		うち具体的作業												
	専門作業	一般・軽作業	水稲			果樹()				その他	その他	その他			
			機械作業補助			専門作業(剪定、高接)	一般作業								
男	現金支払額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	その他の費用														
	支払総額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	労働時間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
女	現金支払額														
	その他の費用														
	支払総額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	労働時間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	

V. 貴市町村または地区における農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準(協定)について

1. 当該料金等の標準(協定)を定めていますか。(いずれか1つを選択)

必ず選択してください

1. いる 2. いない

[注]必ず入力のこと

2. どのような標準(協定)賃金・料金を定めていますか。(定めているものすべてに「1」と入力)

3. 標準(協定)賃金・料金を定めているのは、どこですか(該当するものすべてに「1」と入力)

4. 標準(協定)賃金・料金は全体として守られていますか。(いずれか1つを選択)

1. 非常に良く守られている。(実際は標準賃金の±5%未満)

2. 比較的良好に守られている。(同5~20%未満)

3. あまり守られていない

a. 実際賃金は協定賃金より20%以上高い

b. 実際賃金は協定賃金より20%以上低い

標準(協定)賃金・料金を定めている場合は、調査票に添付してください。

VI. 貴市町村または地区ならびに近郊(通勤可能範囲)での農外諸賃金について

1. 臨時雇(パート)賃金(1日あたり)について入力してください。(1日あたり)

	公的勤務	建設業	製造業	卸・小売業	サービス業	シルバー賃金
男	円	円	円	円	円	円
女						

2. 主要産業(農外)の恒常的賃金(30歳基準、1日あたり)について入力してください。

金額	その業種					
男	円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
女		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

3. 貴市町村または地区内における農外諸賃金(1日当たりの正規雇用賃金)について入力してください。

職種	大工	左官	土木工	造林	伐出
1日あたり賃金(男)	円	円	円	円	円

注:計算方法
1日あたり恒常的賃金 = 年間給与 / 12 × 25

該当する一つを選択

公的勤務 建設業 製造業 卸・小売業 サービス業 その他

Ⅲ. 令和3年農作業料金・農業労賃に関する調査結果の概要

1. 概観

(1) 部分農作業受託料金 (表1)

個人農家の水稻基幹3作業受託料金は、「耕起から代かきまで」が1万5,492円(増減率△0.1%)、「機械田植」が7,878円(同0.0%)、「機械刈取」は1万8,006円(同△0.3%)であった。

生産組織等(個人農家から成る任意組織、農業法人、農協等。以下、「生産組織」という。)については、「耕起から代かきまで」が1万6,967円(同0.0%)、「機械田植」が8,465円(同△0.3%)、「機械刈取」は1万9,156円(同0.4%)であった。

(2) 全面農作業受託料金 (表1)

個人農家の水稻全面農作業受託料金のうち、「種籾・除草剤・肥料・農薬代込み」は8万8,700円(増減率0.2%)、「種籾・除草剤・肥料・農薬代別」は6万6,124円(同0.7%)であった。

生産組織では、「種籾・除草剤・肥料・農薬代込み」は9万4,212円(同2.6%)、「種籾・除草剤・肥料・農薬代別」は6万8,788円(同0.4%)であった。

表1 農作業受託料金(受託主体別)

		単位: 10aあたり円、%			
		個人農家		生産組織	
		金額	増減率	金額	増減率
部分農作業 受託料金	耕起から代かきまで	15,492	△0.1	16,967	0.0
	機械田植(苗代金別)	7,878	0.0	8,465	△0.3
	機械刈取(コンバイン)	18,006	△0.3	19,156	0.4
全面農作業 受託料金	種籾・除草剤・肥料・農薬代込み	88,700	0.2	94,212	2.6
	種籾・除草剤・肥料・農薬代別	66,124	0.7	68,788	0.4

(3) 農業臨時雇賃金 (表2)

稲作、畑作、畜産等の全般にわたる農作業の臨時雇賃金を示す「農作業一般」のうち、熟練度ないし強度を求められる「専門作業」の1日あたり支払総額は「男」が9,464円(増減率0.4%)、「女」が8,607円(同1.0%)であった。

また、熟練度や強度を必要としない「一般・軽作業」は「男」が7,641円(同0.9%)、「女」が7,309円(同1.2%)であった。

表2 農業臨時雇賃金
農作業一般（1日あたり支払総額）

単位：円、%

	男		女	
	金額	増減率	金額	増減率
専門作業	9,464	0.4	8,607	1.0
一般・軽作業	7,641	0.9	7,309	1.2

(4) 標準賃金の設定（表3）

農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）は、回答した地区の60.4%で定められている。定めている機関（複数回答）は、「市町村・農業委員会」が576（64%）で定めている市町村の過半数を占め、最も多くなっている。次いで「農協」が317（35%）、「生産組織等」が138（15%）となっている。平成28年から令和2年においても、「市町村・農業委員会」が最も多い。

表3 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）

	定めている市町村			定めている機関（複数回答）				
	回答市町村数	定めている市町村数	割合（%）	市町村・農業委員会	農協	生産組織等	改良普及センター	その他
平成28年	1,560	993	63.7	609	356	135	21	121
平成29年	1,555	988	63.5	610	356	140	21	118
平成30年	1,556	984	63.2	607	357	147	29	121
令和元年	1,541	969	62.9	598	343	143	25	133
令和2年	1,502	918	61.1	590	324	136	23	122
令和3年	1,486	898	60.4	576	317	138	23	119

2. 調査結果の概要(調査項目別)

(1) 農作業受託料金(水稲作)

a. 部分農作業受託料金

農作業受託料金のうち、水稲作一般の部分作業の受託料金を「育苗」、「耕起」、「代かき」、「耕起から代かきまで」、「機械田植」、「防除」、「機械刈取」、「刈取から乾燥・調製まで」、「乾燥・調製」に区分し、各作業を受託主体別（個人農家および生産組織）に調査したものである。

① 全国平均(受託主体別)(表4)

「育苗」

個人農家の「育苗（種子代含）」では、「稚苗」は一箱あたり 658 円（増減率 0.3%）、10a あたりの箱数は 20 箱（同△0.6%）、「中苗」が同 711 円（同 0.0%）で同 22 箱（同△0.3%）となっている。生産組織の育苗は、「稚苗」が同 634 円（同 0.2%）で同 20 箱（同△0.2%）、「中苗」が同 727 円（同 0.1%）で同 21 箱（同△0.4%）である。

「耕起」と「代かき」

個人農家の「耕起」の 10a あたり料金は、7,520 円（増減率△0.1%）、「代かき」は 7,743 円（同 0.0%）となっている。また、生産組織の「耕起」は 8,411 円（同△0.7%）、「代かき」は 8,386 円（同 0.0%）である。

「耕起から代かきまで」の一貫作業は、個人農家が 10a あたり 1 万 5,492 円（同△0.1%）、生産組織が同 1 万 6,967 円（同 0.0%）である。

「機械田植」

個人農家の「機械田植（苗代別）」の料金は、10a あたり 7,878 円（増減率 0.0%）、生産組織では同 8,465 円（同△0.3%）である。

「防除」

個人農家の「防除（薬剤費別で 1 回あたり）」の料金は、10a あたり 1,992 円（増減率 1.4%）、生産組織は同 2,180 円（同 0.1%）である。

「機械刈取」

個人農家の「機械刈取（コンバイン）」の料金は、10a あたり 1 万 8,006 円（増減率△0.3%）、生産組織は同 1 万 9,156 円（同 0.4%）である。

「刈取から乾燥・調製まで」

個人農家の「刈取から乾燥・調製まで」の一貫収穫作業料金は、10a あたり 3万 3,491 円（増減率 0.3%）、生産組織は同 3万 4,850 円（同 0.6%）となっている。

「乾燥・調製」

個人農家の「乾燥・調製」の料金は、60kg あたり 1,746 円（増減率△0.3%）、生産組織は同 1,815 円（同 0.7%）である。

表4 部分農作業受託料金(受託主体別)

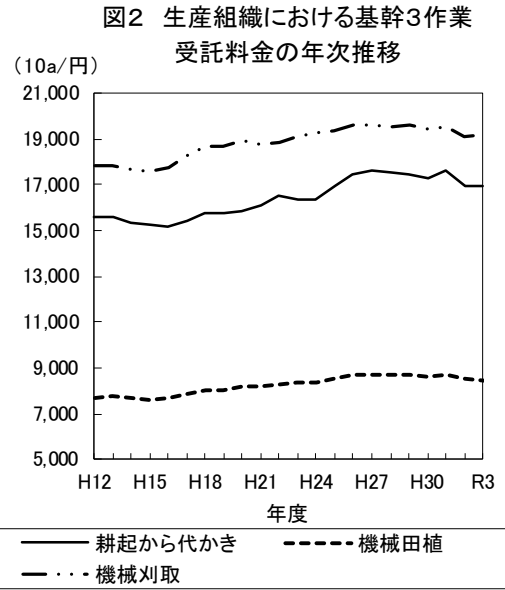
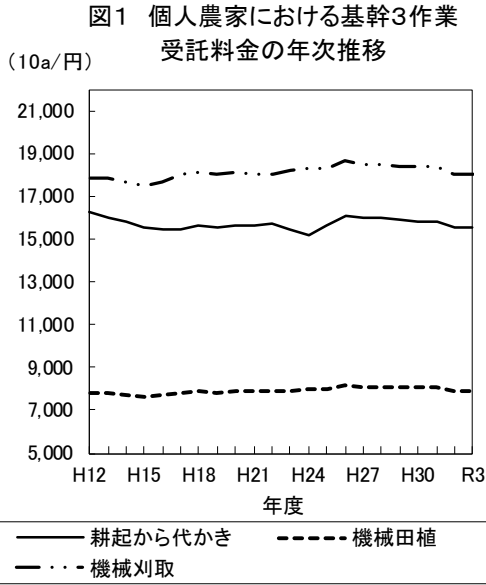
単位: 10aあたり円、箱、%

		個人農家		生産組織		
		金額	増減率	金額	増減率	
育 苗	稚苗	1箱あたり円	658	0.3	634	0.2
		10aあたり箱数	20	△0.6	20	△0.2
	中苗	1箱あたり円	711	0.0	727	0.1
		10aあたり箱数	22	△0.3	21	△0.4
耕	起	7,520	△0.1	8,411	△0.7	
代	かき	7,743	0.0	8,386	0.0	
耕起から代かきまで		15,492	△0.1	16,967	0.0	
機	械田植	7,878	0.0	8,465	△0.3	
防	除	1,992	1.4	2,180	0.1	
機械刈取(コンバイン)		18,006	△0.3	19,156	0.4	
刈取から乾燥・調製まで		33,491	0.3	34,850	0.6	
乾燥・調製(60kgあたり)		1,746	△0.3	1,815	0.7	

② 年次推移(図1、図2)

個人農家における基幹3作業の受託料金の年次推移をみると、「耕起から代かきまで」の受託料金は、平成24年を底に上昇に転じたものの近年は下落傾向となっている。「機械田植」、「機械刈取」は、平成26年を最高に近年は下落傾向となっている。

生産組織における基幹3作業の受託料金はいずれも上昇傾向で推移してきたが、平成27年を最高に近年は下落傾向となっている。



③ 通勤地帯別(個人農家)(表5)

個人農家の農作業受託料金を通勤地帯別にみると、「耕起」の10aあたり料金は、大都市通勤地帯周辺が9,484円(増減率4.3%)、中小都市通勤地帯周辺が7,962円(同△1.5%)、農山漁村地帯が6,935円(同△0.8%)で、大都市を「100」とすると、中小都市が「84」、農山漁村は「73」である。

「機械刈取(コンバイン)」は、大都市通勤地帯周辺が2万662円(同0.5%)、中小都市通勤地帯周辺が1万9,294円(同△1.1%)、農山漁村地帯は1万6,886円(同△0.4%)で、大都市を「100」とすると、中小都市が「93」、農山漁村は「82」である。

表5 個人農家の農作業受託料金(通勤地帯別)

単位: 10a当たり円、箱、%

		全 国 平 均		大都市通勤地帯周辺		中小都市通勤地帯周辺		農 山 漁 村 地 帯	
		金 額	増 減 率	金 額	増 減 率	金 額	増 減 率	金 額	増 減 率
育 苗	1箱あたり円	658	0.3	681	0.1	679	0.1	643	0.5
	10aあたり箱数	20	△0.6	20	0.5	20	△1.0	21	△0.7
中 苗	1箱あたり円	711	0.0	728	0.3	740	△0.1	694	0.0
	10aあたり箱数	22	△0.3	20	△0.3	21	0.9	23	△0.7
耕 起		7,520	△0.1	9,484	4.3	7,962	△1.5	6,935	△0.8
代 か き		7,743	0.0	8,958	0.7	8,099	△0.1	7,335	△0.3
耕起から代かきまで		15,492	△0.1	19,209	2.4	15,959	△2.1	14,516	△0.1
機 械 田 植		7,878	0.0	9,537	3.4	8,462	△0.2	7,278	△1.1
防 除		1,992	1.4	2,224	2.1	2,026	△0.1	1,925	1.9
機 械 刈 取		18,006	△0.3	20,662	0.5	19,294	△1.1	16,886	△0.4
刈取から乾燥・調製まで		33,491	0.3	37,622	1.5	35,604	△0.4	31,580	0.2
乾 燥 ・ 調 製		1,746	△0.3	1,923	0.5	1,852	△0.2	1,657	△0.7

④ 地域ブロック別(表6、図3)

個人農家の農作業受託料金を地域ブロック別にみると、「耕起」、「代かき」、「機械田植」、「機械刈取」、「乾燥・調製」で「近畿」が最も高くなっている。「育苗(稚苗)」は「中国」、「防除」は「四国」が最も高くなっている。

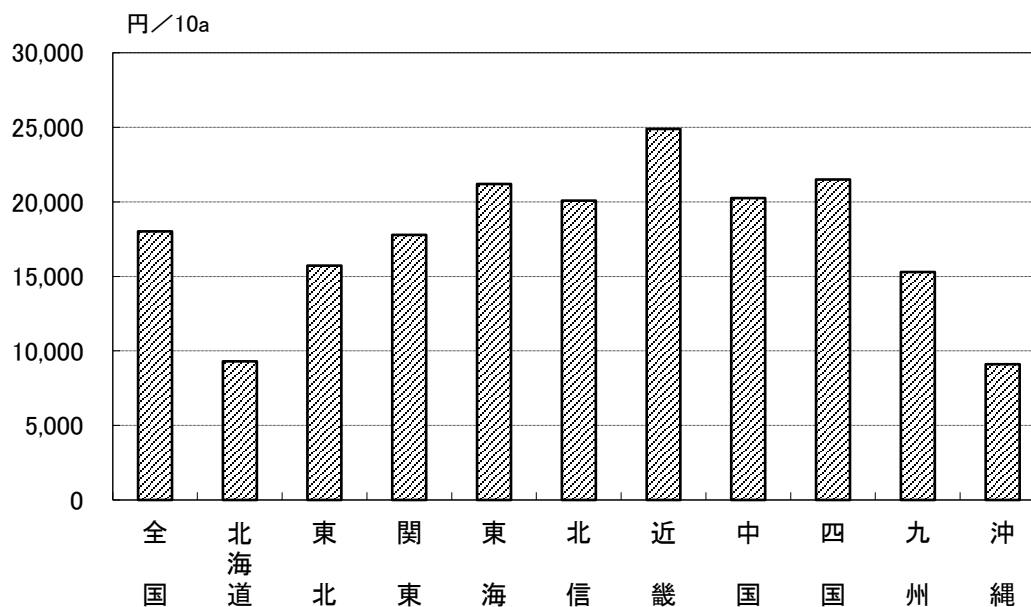
表6 個人農家の農作業受託料金(地域ブロック別)

単位:円

	育苗:稚苗	耕 起	代 か き	機 械 田 植	防 除	機 械 刈 取	乾 燥 ・ 調 製
全 国	658	7,520	7,743	7,878	1,992	18,006	1,746
北 海 道	423	3,678	3,863	4,657	1,224	9,298	1,302
東 北	640	5,498	6,020	5,976	1,219	15,716	1,530
関 東	727	6,753	7,856	7,945	1,984	17,777	1,934
東 海	681	9,859	9,351	10,192	2,905	21,183	1,846
北 信	692	7,198	8,451	8,301	1,552	20,075	1,815
近 畿	668	13,264	11,499	12,317	2,722	24,889	2,124
中 国	744	9,063	8,614	8,647	2,569	20,238	1,941
四 国	558	10,594	9,233	9,660	3,280	21,502	1,820
九 州	583	6,810	6,881	6,762	2,255	15,290	1,548
沖 縄	545	7,927	8,773	6,848	-	9,114	545

注:「育苗」は1箱あたり、「乾燥調製」は60kgあたり、その他は10aあたりである。

図3 地域別の機械刈取(コンバイン)料金(個人農家)



b. 全面農作業受託料金(表7、図4)

農作業受託料金のうち、水稻作一般の全面作業の10aあたり受託料金は、種籾・除草剤・肥料・農薬代などの生産資材をすべて受託者が負担する「生産資材費込み(以下、「込み」)」と、上記の生産資材を委託者が負担する「生産資材費別(以下「別」)」に区分し、さらに個人農家と生産組織に分けて調査をした。

① 全国平均(受託主体別)

全面作業の受託料金のうち、個人農家の「込み」は8万8,700円(増減率0.2%)、「別」が6万6,124円(同0.7%)で、前者を「100」とすると後者は「75」である。

生産組織の「込み」は9万4,212円(同2.6%)、「別」は6万8,788円(同0.4%)で、前者を「100」とすると後者は「73」である。

② 通勤地帯別

通勤地帯別で見ると、個人農家の「別」は、大都市通勤地帯周辺が7万6,580円(増減率2.1%)、中小都市通勤地帯周辺が7万1,506円(同0.7%)、農山漁村地帯が6万708円(同0.3%)で、大都市を「100」とすると中小都市が「93」、農山漁村は「79」である。

生産組織の「別」は、大都市通勤地帯周辺が8万352円(同1.9%)、中小都市通勤地帯周辺が7万2,203円(同△0.2%)、農山漁村地帯が6万2,937円(同0.0%)で、大都市を「100」とすると、中小都市が「90」、農山漁村は「78」である。

③ 地域ブロック別(個人農家)

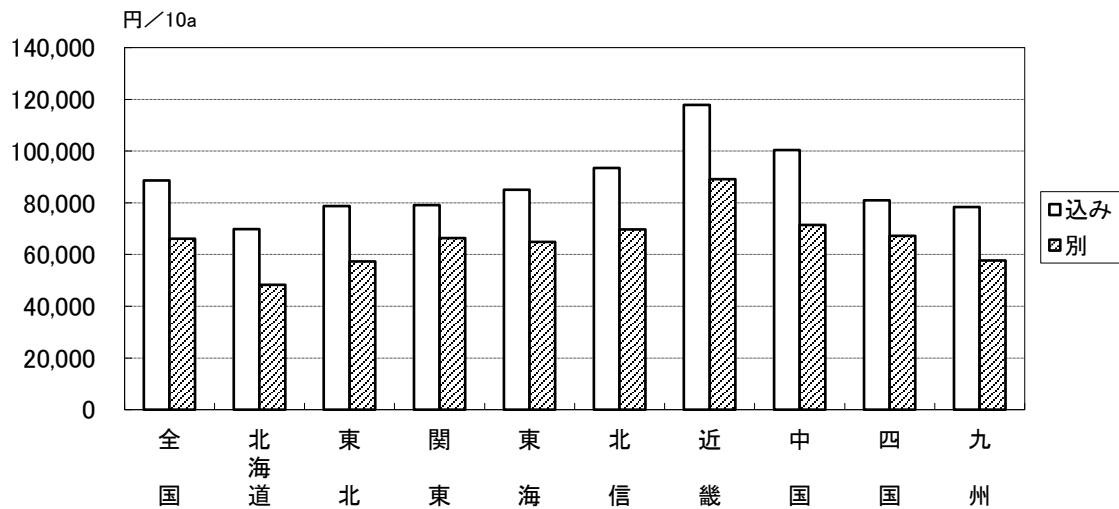
個人農家は「別」、「込み」とともに「近畿」が最も高く、次いで「中国」、「北信」の順となった。

表7 全面農作業受託料金

単位: 10aあたり円、%

		全国平均		通勤地帯別					
				大都市通勤地帯周辺		中小都市通勤地帯周辺		農山漁村地帯	
		金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
種籾・除草剤・肥料・農薬代込み	個人農家	88,700	0.2	95,616	1.4	94,407	△1.8	83,913	1.0
	生産組織等	94,212	2.6	110,697	4.9	96,724	0.8	86,439	2.0
種籾・除草剤・肥料・農薬代別	個人農家	66,124	0.7	76,580	2.1	71,506	0.7	60,708	0.3
	生産組織等	68,788	0.4	80,352	1.9	72,203	△0.2	62,937	0.0

図4 地域別の全面農作業受託料金(個人農家)



(2)オペレーター賃金(表8)

オペレーターの賃金は、「トラクター」、「田植機」、「コンバイン」の各オペレーターの純然たる労働賃金のみを1時間および1日(8時間)あたりで調査し、さらに通勤地帯別に把握した。

① 全国平均

1時間あたりのオペレーター賃金は、「トラクター」が1,425円(増減率1.1%)、「田植機」が1,405円(同1.6%)、「コンバイン」が1,523円(同△0.6%)である。

1日あたりの賃金では、「トラクター」が1万1,207円(同△0.2%)、「田植機」が1万1,007円(同0.1%)、「コンバイン」が1万1,983円(同△0.8%)である。

② 通勤地帯別

通勤地帯別でみると、「トラクター」の1日あたりのオペレーター賃金は、大都市通勤地帯周辺が1万2,518円(増減率△0.4%)、中小都市通勤地帯周辺が1万1,317円(同0.3%)、農山漁村地帯は1万910円(同△0.5%)で、大都市を「100」とすると、中小都市が「90」、農山漁村は「87」である。

表8 オペレーター賃金(通勤地帯別)

単位:円、%

			全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯 周辺
トラクタ	1時間あたり	令和3年	1,425	1,655	1,429	1,379
		令和2年	1,410	1,608	1,424	1,371
		増減率	1.1	2.9	0.4	0.6
1日あたり	令和3年	11,207	12,518	11,317	10,910	
	令和2年	11,224	12,567	11,279	10,965	
	増減率	△0.2	△0.4	0.3	△0.5	
田植機	1時間あたり	令和3年	1,405	1,648	1,426	1,348
		令和2年	1,383	1,553	1,408	1,344
		増減率	1.6	6.1	1.3	0.3
1日あたり	令和3年	11,007	12,230	11,269	10,674	
	令和2年	10,999	12,331	11,141	10,721	
	増減率	0.1	△0.8	1.1	△0.4	
コンバイン	1時間あたり	令和3年	1,523	1,865	1,514	1,458
		令和2年	1,532	1,835	1,529	1,481
		増減率	△0.6	1.6	△1.0	△1.6
1日あたり	令和3年	11,983	14,354	12,047	11,502	
	令和2年	12,080	14,161	12,194	11,692	
	増減率	△0.8	1.4	△1.2	△1.6	

(3) 一般的な農業臨時雇賃金等

a. 農業臨時雇賃金の水準

農業臨時雇賃金は、農作業について臨時的に雇われる者（6ヶ月以上の年雇、1ヶ月以上6ヶ月未満の季節雇を除く）に支払われる賃金であり、1日当たりの「現金支払額」および賄いなど現金以外で支払われる「その他の費用」とその合計の「支払総額」を調査した。

① 1日あたりの支払総額(表9、図5、図6)

ア. 全国平均

農業臨時雇賃金の全国平均は、農作業一般「専門作業」の「男」が1日あたり9,464円(増減率0.4%)、「女」が8,607円(同1.0%)であり、「一般・軽作業」の「男」は7,641円(同0.9%)、「女」が7,309円(同1.2%)である。

また、水稻の「機械作業補助」は、「男」が8,093円(同0.6%)、「女」は7,604円(同1.3%)であり、果樹の「収穫」は、「男」が7,323円(同0.6%)、「女」が7,000円(同1.0%)である。

表9 農業臨時雇賃金(1日当たり支払総額)

単位:円、%

			全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯		
1 日 あ た り 支 払 総 額	男	農 作 業 一 般	令和3年	9,464	10,438	9,761	9,197	
			令和2年	9,422	10,319	9,773	9,143	
			増減率	0.4	1.1	△0.1	0.6	
		水 稻	機 械 作 業 補 助	令和3年	7,641	8,259	7,725	7,525
				令和2年	7,570	8,090	7,620	7,484
				増減率	0.9	2.1	1.4	0.5
		果 樹	専 門 作 業	令和3年	8,093	9,009	8,250	7,876
				令和2年	8,048	8,947	8,018	7,915
				増減率	0.6	0.7	2.9	△0.5
			摘 果	令和3年	10,644	9,726	11,127	10,544
				令和2年	10,672	9,711	11,095	10,616
				増減率	△0.3	0.1	0.3	△0.7
	収 穫	令和3年	7,293	7,337	7,279	7,291		
		令和2年	7,220	7,316	7,254	7,188		
		増減率	1.0	0.3	0.3	1.4		
	選 果	令和3年	7,323	7,302	7,180	7,387		
		令和2年	7,280	7,310	7,188	7,313		
		増減率	0.6	△0.1	△0.1	1.0		
	女	農 作 業 一 般	令和3年	7,179	7,167	7,116	7,213	
			令和2年	7,100	7,102	7,126	7,087	
			増減率	1.1	0.9	△0.1	1.8	
専 門 作 業		令和3年	8,607	9,115	9,006	8,400		
		令和2年	8,523	8,901	9,023	8,291		
		増減率	1.0	2.4	△0.2	1.3		
水 稻		機 械 作 業 補 助	令和3年	7,309	7,695	7,527	7,186	
			令和2年	7,225	7,591	7,399	7,118	
			増減率	1.2	1.4	1.7	1.0	
果 樹		専 門 作 業	令和3年	7,604	8,230	8,003	7,339	
			令和2年	7,506	8,167	7,670	7,337	
			増減率	1.3	0.8	4.3	0.0	
	摘 果	令和3年	10,235	9,784	11,042	9,826		
		令和2年	10,268	9,757	10,896	9,977		
		増減率	△0.3	0.3	1.3	△1.5		
収 穫	令和3年	6,945	7,019	6,906	6,949			
	令和2年	6,860	6,978	6,892	6,822			
	増減率	1.2	0.6	0.2	1.9			
選 果	令和3年	7,000	7,254	6,903	6,993			
	令和2年	6,931	7,238	6,913	6,890			
	増減率	1.0	0.2	△0.1	1.5			
総 額	選 果	令和3年	6,893	7,048	6,869	6,877		
		令和2年	6,784	6,821	6,849	6,744		
		増減率	1.6	3.3	0.3	2.0		

イ. 男女別

男女別でみると、農作業一般「専門作業」では、「男」の「100」に対して、「女」は「91」、「一般・軽作業」では、「男」の「100」に対し、「女」は「96」となった。果樹の「収穫」では、「男」の「100」に対し、「女」は「96」である。

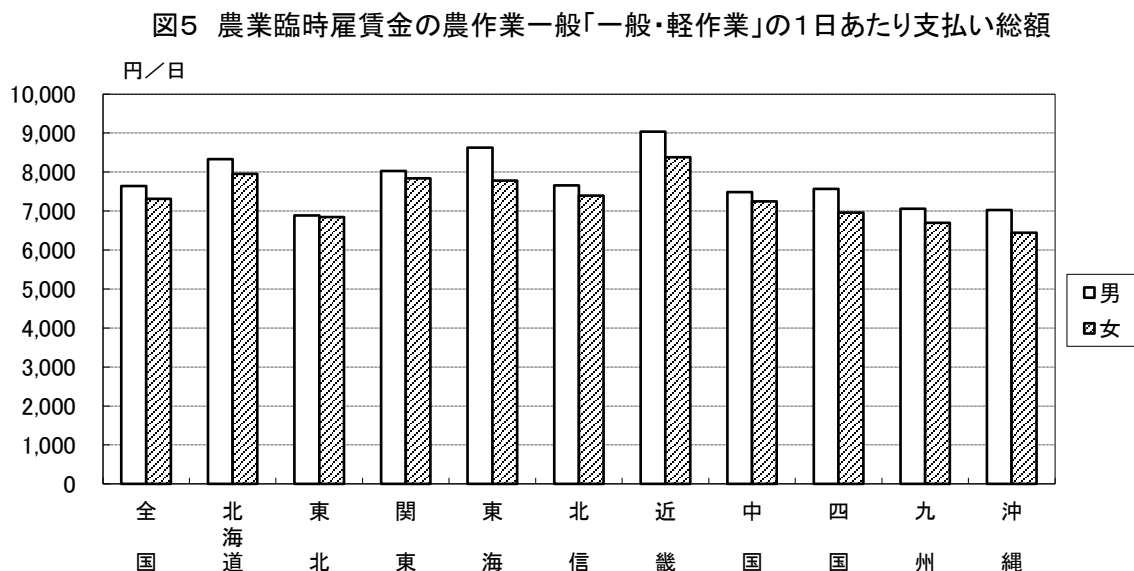
ウ. 通勤地帯別

通勤地帯別でみると、農作業一般「専門作業」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が1万438円（同1.1%）、中小都市通勤地帯周辺が9,761円（同△0.1%）、農山漁村地帯が9,197円（同0.6%）で、大都市を「100」とすると中小都市は「94」、農山漁村は「88」である。一方、「女」では、大都市を「100」とすると、中小都市は「99」、農山漁村は「92」である。

また、農作業一般「一般・軽作業」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が8,259円（増減率2.1%）、中小都市通勤地帯周辺が7,725円（同1.4%）、農山漁村地帯が7,525円（同0.5%）で、大都市を「100」とすると中小都市は「94」、農山漁村は「91」である。一方、「女」では、大都市を「100」とすると、中小都市は「98」、農山漁村は「93」である。

エ. 地域ブロック別

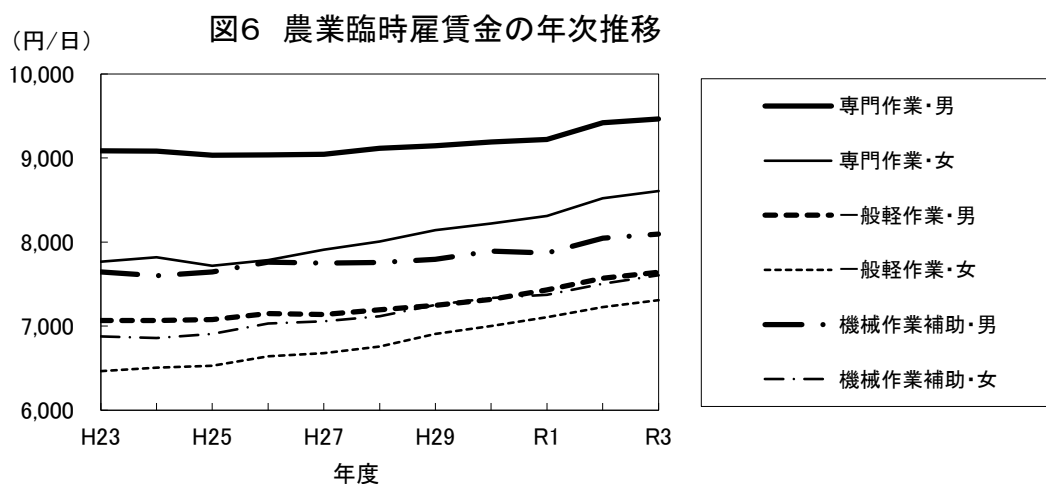
地域ブロック別にみると、農作業一般「一般・軽作業」では、男女ともに「近畿」が最も高く、次いで、男は「東海」、女は「北海道」の順となっている。



オ. 年次推移

農業臨時雇賃金（1日あたり支払総額、全国平均）の年次推移をみると、農作業一般の「専門作業」は平成26年以降男女ともに上昇が続いており、令和3年は最高額となった。また、男女の差は年々小さくなっている。

「一般軽作業・男」は近年上昇傾向であり、令和3年は最高額となった。「一般軽作業・女」は上昇が続いており、令和3年も最高額となった。



② 1日あたりの現金支払額(表10、図7)

ア. 全国平均

農業臨時雇賃金の現金支払額は、農作業一般「専門作業」の「男」は1日あたり9,327円（増減率0.6%）、「女」は8,486円（同1.2%）である。「一般・軽作業」は、「男」が7,547円（同1.0%）、「女」が7,218円（同1.2%）となっている。

また、水稻の「機械作業補助」では、「男」が7,991円（同0.6%）、「女」が7,490円（同1.3%）である。果樹の作業では、「専門作業」の「男」が1万547円（同△0.3%）、「女」が1万163円（同△0.3%）、「収穫」では「男」が7,229円（同0.7%）、「女」が6,904円（同0.9%）である。

イ. 男女別

農作業一般「専門作業」を男女別で見ると、「男」の「100」に対し、「女」は「91」となった。「一般・軽作業」では「男」の「100」に対し、「女」は「96」であり、近年男女の差が小さくなっている。

ウ. 通勤地帯別

通勤地帯別での「一般・軽作業」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が 8,166 円（増減率 2.3%）、中小都市通勤地帯周辺は 7,652 円（同 1.4%）、農山漁村地帯は 7,423 円（同 0.6%）で、大都市を「100」とすると中小都市は「94」、農山漁村は「91」である。

一方、「女」は、大都市通勤地帯周辺が 7,647 円（同 1.8%）、中小都市通勤地帯周辺が 7,451 円（同 1.7%）、農山漁村地帯が 7,085 円（同 0.9%）で、大都市を「100」とすると中小都市は「97」、農山漁村は「93」である。

エ. 地域ブロック別

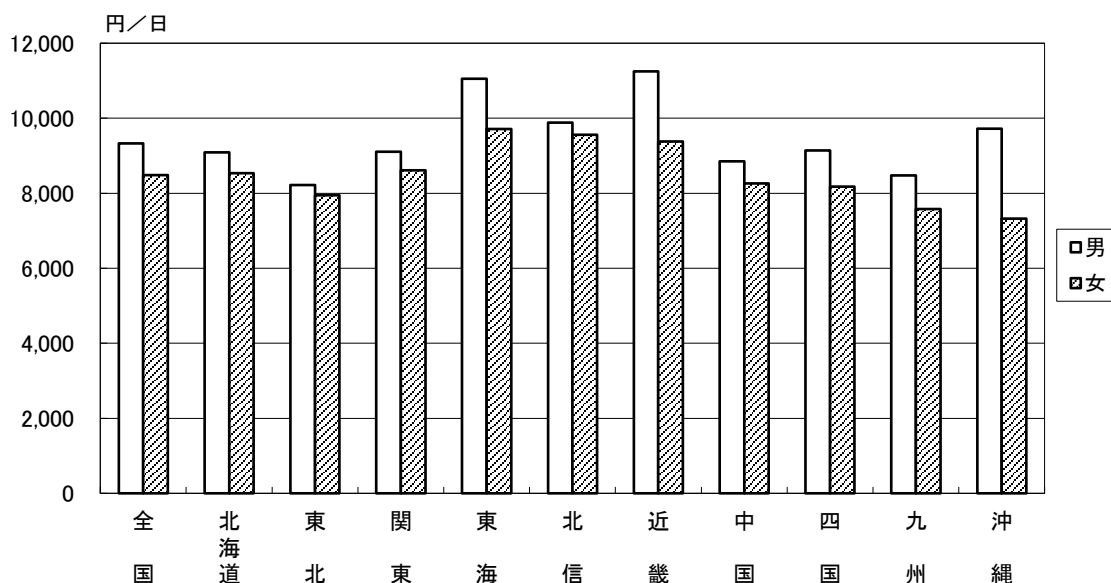
地域ブロック別にみると、農作業一般「専門作業」の「男」は「近畿」が最も高く、次いで「東海」、「北信」の順となっている。一方、「女」は、「東海」が最も高く、次いで「北信」、「近畿」の順となっている。

表10 農業臨時雇賃金(1日あたり現金支払額とその他費用)

単位:円、%

				全 国 平 均		大 都 市 通 勤 地 帯 周 辺		中 小 都 市 通 勤 地 帯 周 辺		農 山 漁 村 地 帯				
				現 金 支 払 額	そ の 他 費 用	現 金 支 払 額	そ の 他 費 用	現 金 支 払 額	そ の 他 費 用	現 金 支 払 額	そ の 他 費 用			
1 日 あ た り 現 金 支 払 額 ・ そ の 他 の 費 用	男	農 作 業 一 般	農 作 業 一 般	令和3年	9,327	788	10,225	1,001	9,645	985	9,066	705		
				令和2年	9,270	774	10,093	933	9,646	938	8,995	705		
				増減率	0.6	1.8	1.3	7.3	0.0	5.1	0.8	△ 0.1		
		農 作 業 一 般	一 般 ・ 軽 作 業	令和3年	7,547	753	8,166	779	7,652	736	7,423	754		
				令和2年	7,474	725	7,981	736	7,550	734	7,381	721		
				増減率	1.0	3.9	2.3	5.8	1.4	0.3	0.6	4.6		
		水 稻	機 械 作 業 補 助	令和3年	7,991	676	8,892	617	8,164	713	7,770	677		
				令和2年	7,943	657	8,831	616	7,928	731	7,806	644		
				増減率	0.6	2.8	0.7	0.1	3.0	△ 2.4	△ 0.5	5.1		
		女	農 作 業 一 般	農 作 業 一 般	農 作 業 一 般	令和3年	10,547	628	9,664	400	11,053	557	10,430	694
						令和2年	10,575	644	9,663	433	11,004	630	10,506	675
						増減率	△ 0.3	△ 2.5	0.0	△ 7.7	0.4	△ 11.6	△ 0.7	2.7
	果 樹			摘 果	令和3年	7,198	553	7,251	580	7,208	545	7,183	552	
					令和2年	7,129	550	7,223	675	7,162	605	7,098	512	
					増減率	1.0	0.6	0.4	△ 14.1	0.6	△ 9.9	1.2	7.8	
	果 樹		収 穫	令和3年	7,229	595	7,213	567	7,116	560	7,279	609		
				令和2年	7,182	612	7,207	583	7,079	728	7,220	573		
				増減率	0.7	△ 2.7	0.1	△ 2.9	0.5	△ 23.1	0.8	6.4		
	果 樹		選 果	令和3年	7,096	533	7,128	367	7,066	529	7,106	551		
				令和2年	7,013	555	7,054	367	7,026	755	7,000	500		
				増減率	1.2	△ 4.0	1.0	0.0	0.6	△ 30.0	1.5	10.3		
	農 作 業 一 般	農 作 業 一 般	農 作 業 一 般	令和3年	8,486	710	8,998	635	8,915	758	8,268	711		
				令和2年	8,388	702	8,767	616	8,922	755	8,145	703		
				増減率	1.2	1.1	2.6	3.1	△ 0.1	0.4	1.5	1.1		
農 作 業 一 般		一 般 ・ 軽 作 業	令和3年	7,218	740	7,647	490	7,451	742	7,085	765			
			令和2年	7,134	709	7,513	624	7,328	743	7,019	710			
			増減率	1.2	4.5	1.8	△ 21.4	1.7	0.0	0.9	7.7			
水 稻	機 械 作 業 補 助	令和3年	7,490	737	8,133	567	7,912	716	7,213	771				
		令和2年	7,395	690	8,070	567	7,577	752	7,217	690				
		増減率	1.3	6.8	0.8	0.0	4.4	△ 4.7	△ 0.1	11.8				
	果 樹	農 作 業 一 般	令和3年	10,163	536	9,742	400	10,967	615	9,750	513			
			令和2年	10,193	533	9,715	400	10,804	619	9,905	495			
			増減率	△ 0.3	0.6	0.3	0.0	1.5	△ 0.6	△ 1.6	3.7			
果 樹		摘 果	令和3年	6,845	593	6,927	567	6,826	570	6,837	607			
			令和2年	6,773	552	6,878	640	6,802	598	6,739	515			
			増減率	1.1	7.4	0.7	△ 11.5	0.3	△ 4.6	1.5	17.9			
果 樹	収 穫	令和3年	6,904	596	7,164	567	6,825	570	6,890	609				
		令和2年	6,845	554	7,131	583	6,828	614	6,808	526				
		増減率	0.9	7.6	0.5	△ 2.9	0.0	△ 7.2	1.2	15.8				
果 樹	選 果	令和3年	6,813	521	6,991	400	6,819	488	6,777	549				
		令和2年	6,709	507	6,719	588	6,772	672	6,675	432				
		増減率	1.6	2.7	4.0	△ 31.9	0.7	△ 27.5	1.5	27.1				

図7 農業臨時雇賃金の農作業一般「専門作業」の現金支払額



③ 1日あたりの「その他の費用」(表 10)

「その他の費用」は、「現金支払額」以外に要する食事等の賄い評価額、送迎費等の諸費用であるが、「現金支払額」の記入があり、かつ「その他の費用」に有額回答があった市町村の平均を集計した。

ア. 有額回答の全国平均

有額回答のあったものについてみると、全国平均では農作業一般「専門作業」の「男」が788円(増減率1.8%)、「女」が710円(同1.1%)である。

また、「一般・軽作業」の「男」は753円(同3.9%)、「女」が740円(同4.5%)となっている。

イ. 男女別

農作業一般「専門作業」の「男」を「100」とすると、「女」は「90」である。また、「一般・軽作業」の「男」を「100」とすると、「女」は「98」である。

b. 1日あたりの労働時間と1時間あたりの現金支払額(表 11、表 12)

農業臨時雇いの労働時間については、休憩時間等も含めた1日の労働時間を把握した。また、1日あたり現金支払額を1日あたり労働時間で除し、1時間あたりの現金支払額を求めた。

① 全国平均

1日あたりの労働時間の全国平均は、農作業一般および水稲では、「男」8.0時間に比べ「女」が7.9時間とやや短くなっている。通勤地帯別にみると、農作業一般の「専門作業」では男女ともに、大都市通勤地帯周辺は7.8時間、中小都市通勤地帯周辺は7.9時間、農山漁村地帯が8.0時間と都市部ほど労働時間がやや短い傾向にある。

② 1時間あたりの現金支払額

1時間あたりの現金支払額の全国平均は、農作業一般「一般・軽作業」の「男」が949円(増減率0.8%)、「女」が908円(同1.1%)となっている。

男女別にみると、農作業一般「一般・軽作業」の「男」を「100」とすると、「女」は「96」である。

通勤地帯別にみると、農作業一般「一般・軽作業」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が1,043円(同1.9%)、中小都市通勤地帯周辺は962円(同1.2%)、農山漁村地帯が931円(同0.5%)であり、大都市を「100」とすると、中小都市は「92」、農山漁村は「89」である。一方、「女」では、大都市を「100」とすると、中小都市は「97」、農山漁村は「91」である。

表12 農業臨時雇賃金(1時間あたり現金支払額)

単位:円, %

				全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯		
1 時 間 あ た り 現 金 支 払 額	男	農 作 業 一 般	専 門 作 業	令和3年	1,172	1,304	1,215	1,135	
				令和2年	1,165	1,287	1,214	1,127	
				増減率	0.6	1.3	0.0	0.7	
		農 作 業 一 般	一 般・ 軽作 業	令和3年	949	1,043	962	931	
				令和2年	941	1,023	951	926	
				増減率	0.8	1.9	1.2	0.5	
		水 稻	機 械作 業 補 助	令和3年	1,004	1,132	1,028	974	
				令和2年	1,001	1,121	1,008	979	
				増減率	0.3	0.9	2.1	△ 0.6	
		女	農 作 業 一 般	専 門作 業	令和3年	1,337	1,244	1,406	1,317
					令和2年	1,341	1,242	1,394	1,329
					増減率	△ 0.2	0.1	0.9	△ 0.9
	果 樹			摘 果	令和3年	910	937	913	903
					令和2年	902	927	907	895
					増減率	0.9	1.1	0.7	0.9
	果 樹		収 穫	令和3年	919	939	911	919	
				令和2年	912	928	906	912	
				増減率	0.7	1.1	0.5	0.7	
	果 樹		選 果	令和3年	905	928	904	901	
				令和2年	895	911	899	891	
				増減率	1.1	1.8	0.6	1.1	
	女	農 作 業 一 般	専 門作 業	令和3年	1,068	1,150	1,128	1,036	
				令和2年	1,055	1,122	1,123	1,021	
				増減率	1.2	2.5	0.4	1.5	
農 作 業 一 般			一 般・ 軽作 業	令和3年	908	972	939	890	
				令和2年	899	967	923	882	
				増減率	1.1	0.6	1.8	0.9	
水 稻		機 械作 業 補 助	令和3年	945	1,037	997	909		
			令和2年	935	1,029	963	910		
			増減率	1.0	0.8	3.6	△ 0.2		
果 樹		専 門作 業	令和3年	1,286	1,251	1,385	1,232		
			令和2年	1,293	1,247	1,368	1,255		
			増減率	△ 0.5	0.3	1.3	△ 1.8		
	果 樹	摘 果	令和3年	869	915	866	860		
			令和2年	860	906	863	850		
			増減率	1.0	1.1	0.4	1.1		
果 樹	収 穫	令和3年	877	939	867	870			
		令和2年	869	927	868	860			
		増減率	0.9	1.3	0.0	1.1			
果 樹	選 果	令和3年	866	910	866	858			
		令和2年	855	881	860	849			
		増減率	1.3	3.4	0.7	1.2			

(4) 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準(協定)(図8、図9)

a. 農作業受託料金または農業臨時雇賃金等の「標準(協定)」を定めている市町村数
農作業受託料金または農業臨時雇賃金等の「標準(協定)」を定めている市町村数は、回答した1,486地区のうち60%にあたる898地区である。

b. 「標準(協定)」を定めている機関

「標準(協定)」を定めている機関(複数回答)は、「市町村・農業委員会」が64%と定めている市町村の過半数を占めており、次いで「農協」が35%、「生産組織等」が15%の順となっている。

c. 定めている「標準(協定)賃金・料金」の内訳

定めている「標準(協定)賃金・料金」の内訳(複数回答)は、「部分農作業料金」が93%、「農作業臨時雇賃金」が49%、「オペレーター賃金」が28%である。

d. 「標準(協定)」の遵守状況

「標準(協定)」はほとんどの市町村で守られている。

図8 標準賃金・料金を定めている機関

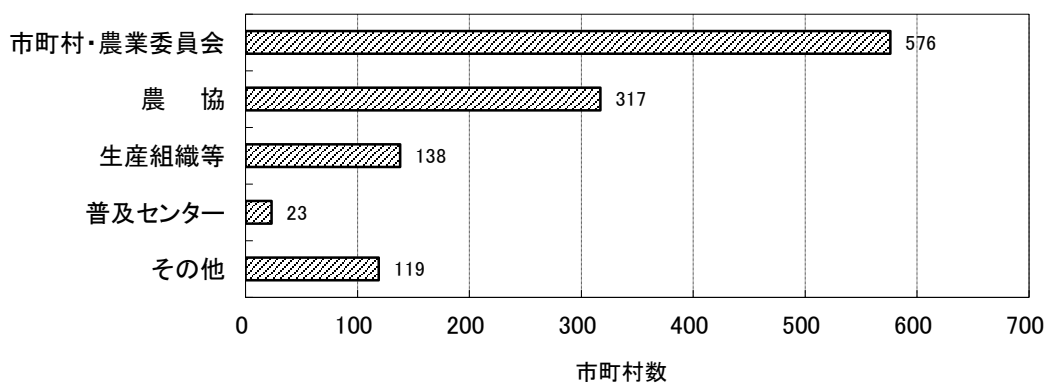
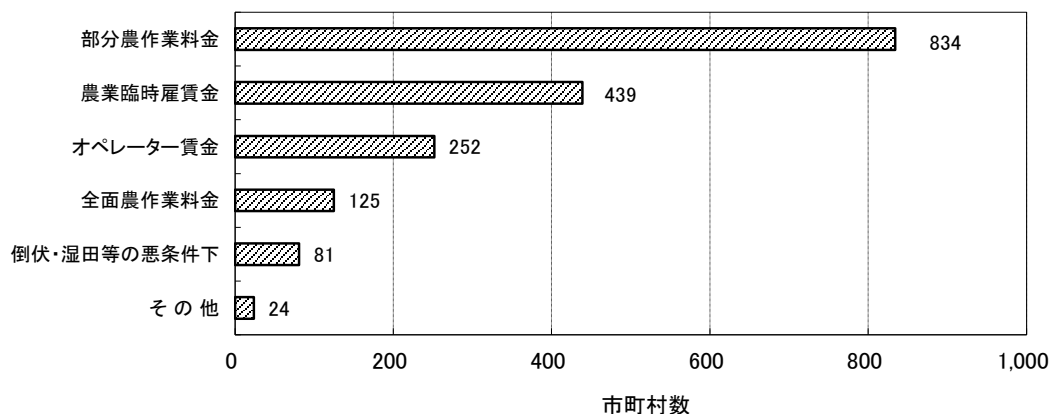


図9 定めている標準賃金・料金の種類



(5) 他産業雇用賃金

a. 他産業の臨時雇(パート)賃金(表 13)

他産業の臨時雇(パート)賃金における全国平均は、「男」が1日あたり7,778円(増減率1.6%)、「女」が7,484円(同2.0%)である。

通勤地帯別にみると、大都市通勤地帯周辺では「男」が8,347円(同2.4%)、「女」が8,050円(同1.9%)である。中小都市通勤地帯周辺では、「男」が7,799円(同0.8%)、「女」が7,586円(同1.1%)、農山漁村地帯では、「男」が7,662円(同1.7%)、「女」が7,346円(同2.4%)である。また、大都市を「100」とすると、中小都市は「93」、農山漁村は「92」である。

表13 農外諸賃金の臨時雇(パート)賃金(業種別)

		単位:1日あたり円													
		平均		公的勤務		建設業		製造業		卸・小売業		サービス業		シルバー賃金	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
全国平均	令和3年	7,778	7,484	7,216	7,198	10,187	9,173	7,609	7,244	7,320	7,139	7,487	7,289	7,340	7,239
	令和2年	7,656	7,336	7,088	7,063	10,116	9,035	7,439	7,074	7,189	6,978	7,302	7,104	7,215	7,084
	増減率	1.6	2.0	1.8	1.9	0.7	1.5	2.3	2.4	1.8	2.3	2.5	2.6	1.7	2.2
大都市通勤地帯周辺	令和3年	8,347	8,050	7,540	7,547	11,718	10,705	8,378	7,938	8,065	7,802	8,324	8,093	7,567	7,561
	令和2年	8,151	7,902	7,407	7,409	11,211	10,306	8,093	7,731	7,853	7,621	8,101	7,948	7,388	7,410
	増減率	2.4	1.9	1.8	1.9	4.5	3.9	3.5	2.7	2.7	2.4	2.7	1.8	2.4	2.0
中小都市通勤地帯周辺	令和3年	7,799	7,586	7,281	7,279	10,085	9,245	7,872	7,535	7,460	7,309	7,738	7,497	7,466	7,452
	令和2年	7,737	7,504	7,164	7,158	10,287	9,495	7,812	7,433	7,449	7,231	7,577	7,353	7,307	7,280
	増減率	0.8	1.1	1.6	1.7	△2.0	△2.6	0.8	1.4	0.1	1.1	2.1	2.0	2.2	2.4
農山漁村地帯	令和3年	7,662	7,346	7,113	7,084	9,981	8,944	7,381	7,033	7,131	6,968	7,280	7,110	7,249	7,098
	令和2年	7,533	7,174	6,986	6,946	9,906	8,731	7,186	6,841	6,963	6,775	7,071	6,890	7,149	6,953
	増減率	1.7	2.4	1.8	2.0	0.8	2.4	2.7	2.8	2.4	2.8	3.0	3.2	1.4	2.1

業種別の全国平均で最も高いのは、男女ともに「建設業」で、「男」は1万187円(増減率0.7%)、「女」は9,173円(同1.5%)である。一方、最も低いのは、「男」が「公的勤務」で7,216円(同1.8%)、「女」は「卸・小売業」で7,139円(同2.3%)である。

b. 他産業の恒常的賃金(表 14)

他産業の恒常的賃金(30歳前後のサラリーマンの年収を1日あたりに換算したものは、全国平均で「男」が1万1,144円(増減率1.1%)、「女」は9,688円(同1.9%)である。

通勤地帯別では、大都市通勤地帯を「100」とすると、「男」の中小都市は「95」、農山漁村は「85」、「女」では中小都市が「99」、農山漁村は「85」である。

表14 主要産業(農外)の恒常的賃金(通勤地帯別)

単位:1日あたり円, %

			全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯
30 歳 前 後	男	令和3年	11,144	12,559	11,899	10,695
		令和2年	11,026	12,478	12,023	10,503
		増減率	1.1	0.7	△1.0	1.8
	女	令和3年	9,688	10,843	10,740	9,190
		令和2年	9,505	10,859	10,524	8,980
		増減率	1.9	△0.1	2.1	2.3

(6)市町村または地区内ならびに近郊での農外諸賃金(表15)

本調査は、各市町村における農外諸賃金について、大工、左官、土木工、造林、伐出の1日当たりの正規雇用賃金を調査したものである。

職種別の全国平均は、「左官」が1万8,087円(増減率0.1%)で最も高く、次いで「大工」が1万8,070円(同0.1%)、「伐出」が1万4,467円(同0.0%)となり、最も低い「造林」は1万3,487円(同△0.6%)である。「左官」を「100」とすると、「造林」は「75」である。

表15 市町村内の農外諸賃金(職種別)

単位:1日あたり円, %

		全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯
大工	令和3年	18,070	20,344	18,848	17,554
	令和2年	18,054	19,927	19,288	17,455
	増減率	0.1	2.1	△2.3	0.6
左官	令和3年	18,087	20,532	19,283	17,406
	令和2年	18,076	20,264	19,501	17,335
	増減率	0.1	1.3	△1.1	0.4
土木工	令和3年	14,348	16,861	15,341	13,714
	令和2年	14,295	16,626	15,786	13,493
	増減率	0.4	1.4	△2.8	1.6
造林	令和3年	13,487	15,010	14,238	13,231
	令和2年	13,564	15,444	14,897	13,152
	増減率	△0.6	△2.8	△4.4	0.6
伐出	令和3年	14,467	15,385	15,000	14,299
	令和2年	14,466	15,788	15,700	14,150
	増減率	0.0	△2.6	△4.5	1.1

注:平成25年調査より、「1日当たりの正規雇用賃金」を記入することを調査票に明記した。

IV 参 考 表

ブロック別集計表・平成 29 年～令和3年

参考表

農作業料金・農業労賃ブロック別集計表(平成29～令和3年)

単位:円/10a

作 業 別		年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄		
部分農作業受託料金(個人農家)	育苗(稚苗)	円/箱	平成29	669	448	654	728	676	712	675	744	585	589	600	
			30年	670	439	652	737	682	706	685	748	568	593	600	
			令和元	666	472	645	736	691	705	683	730	572	588	545	
			2年	656	434	637	723	689	698	663	730	562	578	600	
			3年	658	423	640	727	681	692	668	744	558	583	545	
		箱数/10a	平成29	21	38	23	21	20	20	20	20	19	20	20	18
			30年	21	33	23	21	20	20	20	20	19	20	20	18
			令和元	21	33	23	21	19	20	20	20	19	19	20	18
			2年	21	30	22	20	19	20	20	20	19	19	20	18
			3年	20	29	23	20	19	20	20	20	19	19	20	18
	育苗(中苗)	円/箱	平成29	734	651	675	769	802	864	821	812	638	605	600	
			30年	732	559	680	772	803	864	811	807	628	603	600	
			令和元	729	548	670	773	811	862	813	798	644	605	545	
			2年	711	449	663	759	797	842	794	767	633	590	577	
			3年	711	519	658	754	793	842	783	797	636	596	568	
		箱数/10a	平成29	23	42	26	22	20	24	20	20	20	20	21	21
			30年	23	40	26	22	20	24	21	20	20	20	21	21
			令和元	23	40	26	22	19	24	20	20	19	19	21	21
			2年	22	35	25	21	19	22	20	20	19	19	21	21
			3年	22	34	25	21	20	22	20	20	19	19	20	21
	耕起から代かき一貫	平成29	15,930	7,906	11,772	14,783	20,129	15,692	26,281	18,434	20,592	14,273	16,500		
		30年	15,840	8,112	11,798	14,791	19,998	15,714	26,106	18,398	20,370	14,233	16,500		
		令和元	15,805	7,818	11,751	14,716	20,114	15,599	26,542	18,042	20,335	14,250	15,000		
		2年	15,512	7,219	11,525	14,375	20,166	15,520	25,659	18,015	20,208	13,698	15,818		
		3年	15,492	7,761	11,568	14,573	19,947	15,563	25,505	18,167	19,862	13,724	15,455		
	耕 起	平成29	7,816	3,811	5,622	7,017	9,805	7,319	14,172	9,170	10,780	7,153	8,033		
		30年	7,744	3,863	5,641	6,924	9,778	7,296	13,710	9,120	11,003	7,156	8,033		
		令和元	7,684	3,868	5,580	6,826	9,561	7,263	13,956	9,031	10,925	7,050	7,303		
2年		7,526	3,592	5,492	6,671	9,801	7,196	13,393	8,949	10,687	6,718	7,576			
3年		7,520	3,678	5,498	6,753	9,859	7,198	13,264	9,063	10,594	6,810	7,927			
代 か き	平成29	7,880	4,017	6,087	7,942	9,620	8,532	11,280	8,724	9,563	7,020	10,033			
	30年	7,872	4,017	6,044	7,962	9,516	8,478	11,642	8,491	9,411	7,103	10,033			
	令和元	7,863	3,829	6,097	7,922	9,713	8,435	11,767	8,478	9,631	7,018	9,121			
	2年	7,739	3,504	6,001	7,754	9,596	8,456	11,419	8,389	9,206	6,931	9,576			
	3年	7,743	3,863	6,020	7,856	9,351	8,451	11,499	8,614	9,233	6,881	8,773			
機械田植	平成29	8,077	5,116	6,079	8,141	10,463	8,512	12,075	8,675	9,854	7,015	10,500			
	30年	8,061	5,108	6,089	8,107	10,130	8,519	12,244	8,677	10,165	6,928	10,500			
	令和元	8,035	5,251	6,024	8,070	9,997	8,531	12,594	8,599	9,865	6,943	9,545			
	2年	7,877	5,001	5,970	7,814	9,988	8,322	12,314	8,539	9,722	6,761	10,500			
	3年	7,878	4,657	5,976	7,945	10,192	8,301	12,317	8,647	9,660	6,762	6,848			
防 除	平成29	1,939	1,330	1,249	2,036	2,634	1,429	2,752	2,481	3,320	2,195	1,050			
	30年	1,957	1,344	1,249	2,047	2,630	1,469	2,761	2,514	3,406	2,187	1,050			
	令和元	1,992	1,230	1,202	2,103	2,781	1,447	2,877	2,519	3,230	2,295	955			
	2年	1,964	1,183	1,248	1,947	2,886	1,491	2,803	2,457	3,317	2,231	-			
	3年	1,992	1,224	1,219	1,984	2,905	1,552	2,722	2,569	3,280	2,255	-			

単位:円/10a

作 業 別		年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	
部分農作業受託金(個人農家)	機械刈取	平成29	18,376	9,332	15,842	18,009	21,584	20,029	26,002	20,592	22,009	15,698	12,000	
		30年	18,353	9,472	15,811	18,065	21,270	20,192	25,830	20,662	22,086	15,702	12,000	
		令和元	18,371	9,482	15,849	18,038	21,033	20,321	26,003	20,731	21,906	15,761	10,909	
		2年	18,064	8,855	15,738	17,726	21,151	19,957	25,117	20,163	21,228	15,266	11,545	
		3年	18,006	9,298	15,716	17,777	21,183	20,075	24,889	20,238	21,502	15,290	9,114	
	刈取から乾燥・調製まで	平成29	33,914	21,196	30,351	34,056	37,805	37,157	45,813	36,368	38,143	29,002	15,025	
		30年	34,193	21,139	30,520	34,549	37,731	37,453	46,187	36,837	38,524	29,215	15,045	
		令和元	33,932	21,513	29,998	34,549	37,464	37,021	46,720	36,725	37,928	28,931	13,664	
		2年	33,394	20,852	29,477	34,033	36,957	36,775	44,517	36,418	38,035	28,437	14,000	
		3年	33,491	21,872	29,761	34,252	37,521	36,820	44,315	36,970	36,666	28,500	9,091	
	乾燥・調製(円/10a)	平成29	1,788	1,286	1,584	1,925	1,836	1,843	2,293	1,956	2,022	1,559	900	
		30年	1,798	1,300	1,579	1,955	1,834	1,878	2,311	1,946	1,966	1,596	900	
		令和元	1,799	1,300	1,549	1,968	1,838	1,881	2,333	1,950	1,977	1,607	818	
		2年	1,752	1,242	1,500	1,961	1,821	1,829	2,164	1,917	1,903	1,577	900	
		3年	1,746	1,302	1,530	1,934	1,846	1,815	2,124	1,941	1,820	1,548	545	
全面農作業受託金	種籾・農薬代込み	個人農家	平成29	90,121	72,854	76,363	82,794	87,953	95,583	118,181	106,868	90,563	79,121	65,000
			30年	91,129	70,374	77,614	81,958	92,629	96,136	119,253	105,660	89,960	81,364	65,000
			令和元	90,259	69,345	79,637	82,250	87,298	94,950	122,085	105,655	86,457	80,524	59,091
			2年	88,521	66,890	76,074	80,420	89,332	96,747	117,367	105,249	81,954	77,419	-
			3年	88,700	69,861	78,785	79,168	85,078	93,472	117,886	100,386	80,950	78,353	-
		生産組織等	平成29	92,936	100,000	74,579	81,555	98,661	93,492	127,840	97,149	88,720	80,161	-
			30年	92,962	80,000	76,651	80,109	99,191	90,599	124,200	98,239	95,904	82,384	-
			令和元	93,442	83,192	77,663	78,665	96,257	88,993	138,314	94,829	91,715	84,954	-
			2年	91,859	77,760	77,466	78,459	97,889	87,582	129,405	93,860	89,203	79,887	-
			3年	94,212	77,984	77,188	78,844	95,885	88,701	133,790	93,788	82,270	83,047	-
	種籾・農薬代別	個人農家	平成29	67,234	43,736	57,838	67,433	71,576	68,573	88,872	73,342	71,914	58,549	42,000
			30年	67,507	46,819	58,185	67,652	72,885	67,392	89,812	73,860	68,889	58,763	42,000
			令和元	66,837	48,941	57,588	66,462	69,556	68,585	92,832	72,593	66,486	59,282	38,182
			2年	65,660	45,948	56,553	65,344	69,603	68,323	89,397	70,172	67,534	56,786	-
			3年	66,124	48,331	57,358	66,349	64,851	69,683	89,089	71,399	67,292	57,680	-
		生産組織等	平成29	70,536	60,855	56,165	68,588	71,320	67,462	96,609	71,358	74,211	59,377	29,200
			30年	69,077	46,404	57,227	67,154	70,791	66,744	91,785	73,783	74,283	57,772	29,200
			令和元	68,865	56,869	54,151	64,268	69,651	66,783	95,785	70,887	72,402	60,331	-
			2年	68,539	50,481	55,529	61,737	70,550	66,197	93,819	70,160	71,190	58,798	-
			3年	68,788	50,560	55,297	63,526	68,042	66,418	92,261	71,340	67,528	60,997	-

単位:円/日

作 業 別		年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
1日あたり支払総額・男	専 門 作 業	平成29	9,148	8,674	7,967	8,882	10,663	9,316	11,632	8,935	9,447	8,303	8,640
		30年	9,191	8,702	8,057	8,831	10,721	9,498	11,728	8,824	9,275	8,346	8,899
		令和元	9,221	9,039	8,185	8,818	10,847	9,479	11,703	8,862	9,279	8,307	8,555
		2年	9,422	9,251	8,245	8,999	11,258	9,997	11,806	8,781	9,351	8,473	9,895
		3年	9,464	9,302	8,293	9,271	11,106	9,987	11,587	8,900	9,243	8,580	9,862
	一 般 軽 作 業	平成29	7,247	7,686	6,460	7,541	8,298	7,199	8,969	7,316	7,382	6,586	6,378
		30年	7,317	7,669	6,521	7,578	8,395	7,293	8,963	7,333	7,436	6,710	6,480
		令和元	7,429	8,015	6,632	7,702	8,420	7,469	8,983	7,365	7,490	6,871	6,725
		2年	7,570	8,263	6,856	7,851	8,480	7,619	9,021	7,482	7,516	6,994	6,935
		3年	7,641	8,330	6,886	8,030	8,624	7,661	9,034	7,484	7,564	7,061	7,023
	機 械 作 業 補 助	平成29	7,796	8,453	6,733	8,472	9,555	7,802	9,640	7,624	7,743	6,899	7,000
		30年	7,891	8,411	6,794	8,507	9,416	7,902	9,744	7,664	7,780	7,038	7,000
		令和元	7,868	8,495	6,810	8,256	9,415	7,965	9,635	7,792	7,772	7,252	7,000
		2年	8,048	8,838	7,047	8,513	9,467	8,122	9,618	7,760	7,726	7,444	7,500
		3年	8,093	9,409	7,011	8,623	9,414	8,299	9,548	7,700	7,726	7,549	7,167
1日あたり支払総額・女	専 門 作 業	平成29	8,141	8,206	7,709	8,187	9,225	9,050	9,562	7,933	7,907	7,029	6,399
		30年	8,222	8,161	7,819	8,257	9,427	9,381	9,398	7,891	7,871	7,103	6,651
		令和元	8,309	8,556	7,964	8,176	9,732	9,306	9,536	7,977	8,146	7,141	6,436
		2年	8,523	8,736	7,860	8,357	10,241	9,710	9,502	8,074	8,214	7,559	7,817
		3年	8,607	8,789	8,008	8,771	9,730	9,689	9,535	8,303	8,293	7,688	7,558
	一 般 軽 作 業	平成29	6,907	7,395	6,432	7,316	7,370	7,019	8,359	6,905	6,597	6,194	5,918
		30年	7,002	7,467	6,492	7,425	7,506	7,122	8,326	7,021	6,801	6,316	5,999
		令和元	7,106	7,774	6,602	7,428	7,588	7,284	8,318	7,073	6,960	6,461	6,318
		2年	7,225	7,833	6,785	7,652	7,625	7,363	8,353	7,237	6,952	6,618	6,360
		3年	7,309	7,949	6,847	7,834	7,780	7,398	8,383	7,244	6,963	6,700	6,440
	機 械 作 業 補 助	平成29	7,251	7,451	6,613	8,114	8,298	7,571	8,600	7,139	6,880	6,431	6,500
		30年	7,334	7,714	6,677	8,255	8,171	7,669	8,590	7,232	6,931	6,520	6,500
		令和元	7,373	7,892	6,742	8,014	8,487	7,731	8,544	7,301	6,969	6,643	7,000
		2年	7,506	7,933	6,864	8,285	8,423	7,794	8,526	7,488	7,006	6,813	7,000
		3年	7,604	8,277	6,893	8,474	8,481	7,969	8,644	7,406	7,110	7,073	6,500
1日あたり現金支払額・男	専 門 作 業	平成29	8,989	8,418	7,877	8,701	10,629	9,199	11,233	8,827	9,354	8,148	8,530
		30年	9,029	8,471	7,981	8,643	10,694	9,387	11,335	8,689	9,136	8,183	8,775
		令和元	9,071	8,784	8,103	8,650	10,792	9,395	11,265	8,777	9,181	8,185	8,405
		2年	9,270	9,022	8,132	8,840	11,207	9,877	11,433	8,681	9,248	8,350	9,743
		3年	9,327	9,090	8,220	9,103	11,051	9,877	11,246	8,847	9,138	8,472	9,723
	一 般 軽 作 業	平成29	7,136	7,494	6,389	7,408	8,266	7,096	8,683	7,230	7,304	6,511	6,215
		30年	7,210	7,497	6,457	7,436	8,377	7,187	8,727	7,253	7,362	6,623	6,291
		令和元	7,329	7,819	6,573	7,588	8,379	7,368	8,754	7,294	7,442	6,787	6,631
		2年	7,474	8,087	6,787	7,743	8,457	7,520	8,812	7,407	7,465	6,915	6,827
		3年	7,547	8,135	6,824	7,924	8,582	7,570	8,831	7,422	7,508	6,990	6,944
	機 械 作 業 補 助	平成29	7,674	8,245	6,614	8,283	9,483	7,725	9,438	7,479	7,636	6,810	7,000
		30年	7,774	8,224	6,710	8,315	9,353	7,817	9,563	7,525	7,638	6,941	7,000
		令和元	7,764	8,302	6,720	8,124	9,335	7,889	9,480	7,672	7,703	7,156	7,000
		2年	7,943	8,641	6,926	8,403	9,399	8,055	9,485	7,628	7,652	7,354	7,500
		3年	7,991	9,105	6,915	8,506	9,321	8,234	9,423	7,586	7,652	7,472	7,167
1日あたり現金支払額・女	専 門 作 業	平成29	8,001	7,889	7,622	8,029	9,200	8,917	9,365	7,838	7,801	6,907	6,241
		30年	8,082	7,889	7,731	8,079	9,413	9,255	9,208	7,801	7,724	6,971	6,492
		令和元	8,176	8,256	7,881	7,999	9,715	9,212	9,324	7,910	8,036	7,032	6,230
		2年	8,388	8,480	7,765	8,200	10,241	9,576	9,321	7,989	8,093	7,431	7,539
		3年	8,486	8,537	7,947	8,607	9,711	9,560	9,378	8,264	8,172	7,577	7,319
	一 般 軽 作 業	平成29	6,798	7,151	6,359	7,190	7,354	6,915	8,108	6,829	6,518	6,119	5,762
		30年	6,899	7,263	6,425	7,292	7,494	7,017	8,124	6,949	6,725	6,239	5,815
		令和元	7,011	7,547	6,545	7,319	7,558	7,184	8,134	7,012	6,909	6,386	6,224
		2年	7,134	7,632	6,725	7,544	7,617	7,261	8,180	7,173	6,899	6,543	6,253
		3年	7,218	7,712	6,788	7,733	7,743	7,301	8,234	7,194	6,905	6,630	6,361
	機 械 作 業 補 助	平成29	7,128	7,181	6,494	7,946	8,233	7,500	8,383	7,005	6,761	6,344	6,500
		30年	7,219	7,511	6,590	8,090	8,099	7,595	8,417	7,100	6,773	6,415	6,500
		令和元	7,427	7,684	6,654	7,900	11,287	7,669	8,366	7,190	6,894	6,548	7,000
		2年	7,395	7,663	6,758	8,186	8,327	7,728	8,376	7,370	6,922	6,710	7,000
		3年	7,490	7,801	6,802	8,361	8,338	7,906	8,489	7,313	7,035	6,987	6,500

単位:円/日

作 業 別			年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
他産業雇用賃金	臨時雇 平均賃金	男	平成29	7,232	7,521	6,925	7,489	7,554	7,386	7,625	7,190	7,481	6,750	6,929
			30年	7,360	7,724	7,033	7,656	7,708	7,487	7,744	7,328	7,476	6,828	7,062
			令和元	7,498	7,867	7,122	7,717	7,859	7,643	7,899	7,522	7,611	7,013	7,196
		2年	7,656	8,123	7,273	7,931	7,995	7,832	8,095	7,590	7,611	7,122	7,569	
		3年	7,778	8,074	7,399	8,191	8,028	7,910	8,144	7,766	7,836	7,236	7,765	
		女	平成29	6,812	7,073	6,576	7,192	7,176	6,890	7,221	6,823	6,856	6,268	6,346
	30年		6,975	7,211	6,734	7,386	7,340	7,003	7,342	6,988	6,997	6,417	6,531	
	令和元		7,163	7,395	6,887	7,499	7,562	7,220	7,562	7,220	7,128	6,630	6,836	
	恒常的 賃金 30歳	男	平成29	10,674	11,254	9,510	11,916	12,636	10,787	11,898	10,980	10,521	9,344	8,793
			30年	10,976	11,372	9,949	12,488	12,734	10,854	12,195	11,216	10,427	9,619	9,418
			令和元	11,057	11,759	9,585	12,419	12,657	10,924	12,246	11,142	10,669	10,040	9,648
			2年	11,026	12,342	9,973	12,533	12,576	10,750	11,987	10,783	10,524	9,677	10,042
		3年	11,144	11,710	10,395	12,594	12,738	11,050	12,009	10,757	10,383	9,937	10,449	
		女	平成29	8,873	10,013	7,793	10,277	10,147	8,715	9,858	9,163	8,217	7,905	7,026
30年			9,186	9,945	8,069	10,900	10,130	8,849	10,081	9,655	8,550	8,237	7,547	
令和元			9,434	10,186	8,296	11,021	10,339	8,867	10,099	9,880	8,656	8,716	7,964	
2年	9,505		11,182	8,512	11,212	10,382	9,007	10,145	9,393	8,763	8,436	8,278		
3年	9,688	10,383	8,716	11,560	10,386	9,271	10,466	9,620	8,899	8,847	8,637			

単位:円/日

作 業 別			年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
農外諸賃金	大 工	平成29	17,000	17,552	16,077	18,833	19,044	17,575	19,119	17,884	16,595	15,203	12,200	
		30年	17,298	18,350	16,513	19,217	19,109	18,138	18,963	17,642	16,841	15,506	12,376	
		令和元	17,827	19,602	17,274	19,736	18,806	18,939	19,463	17,936	16,810	16,121	13,273	
		2年	18,054	20,298	17,555	19,729	19,141	18,724	19,934	18,159	16,996	16,237	12,736	
		3年	18,070	19,721	17,857	20,138	19,171	18,639	20,057	17,943	16,942	16,157	13,201	
	左 官	平成29	16,980	18,161	16,021	19,144	18,193	16,813	19,279	17,660	16,900	14,969	13,018	
		30年	17,270	19,073	16,436	19,660	18,152	17,360	19,210	17,349	17,140	15,216	13,476	
		令和元	17,720	19,756	17,034	20,061	17,926	18,245	19,581	17,570	17,520	15,852	13,541	
		2年	18,076	20,396	17,697	20,341	18,275	18,360	20,104	17,660	17,814	16,038	13,052	
		3年	18,087	20,365	17,653	20,710	18,531	18,142	20,164	17,504	17,330	16,091	13,495	
	土 木 工	平成29	13,203	13,830	11,086	15,058	15,505	13,761	15,551	13,644	13,278	11,486	11,142	
		30年	13,493	14,073	11,512	15,431	15,416	14,223	15,908	13,605	13,329	11,736	11,392	
		令和元	13,882	14,683	11,348	15,793	15,673	14,827	16,510	13,663	13,980	12,398	11,804	
		2年	14,295	14,973	12,048	16,229	16,088	14,963	17,007	13,935	14,193	12,849	11,607	
		3年	14,348	14,651	12,428	16,651	15,787	14,958	17,153	13,904	13,763	12,955	11,746	
	造 林	平成29	12,709	14,281	11,183	14,600	15,529	13,982	15,691	11,705	12,041	10,724	8,913	
		30年	13,039	14,334	11,945	14,646	15,754	13,852	15,824	11,791	12,480	10,952	9,483	
		令和元	13,260	14,570	12,272	14,866	15,505	14,434	15,964	12,302	12,844	11,215	10,300	
		2年	13,564	15,001	12,583	14,445	16,217	14,617	16,218	12,723	13,118	11,463	12,925	
		3年	13,487	14,660	12,835	14,391	15,972	13,941	16,334	12,977	12,909	11,532	10,488	
	伐 出	平成29	13,655	15,780	12,764	14,957	16,228	15,227	15,563	12,808	13,309	11,527	9,567	
		30年	13,974	15,952	13,749	14,863	16,245	14,864	15,851	12,916	13,781	11,648	10,200	
		令和元	14,139	16,070	14,217	14,380	16,303	15,458	15,977	13,461	14,038	11,675	11,300	
		2年	14,466	16,370	14,858	14,340	16,416	15,773	16,228	13,735	14,498	11,884	13,067	
3年		14,467	15,970	15,071	14,173	16,226	15,345	16,417	13,817	14,144	12,271	11,333		